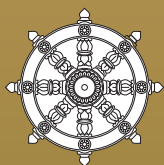


ZENBUTSU

全仏

No.

615



仏暦2558年12月
[2015年]

CONTENTS

第43回全日本仏教徒会議愛媛大会開催	2
第三十一期 第二回代議員会議開催	3
「キャンパス内のカルト問題」を考える① —グローバル化と現代宗教 信教の自由をめぐる— 北海道大学大学院文学研究科 教授 櫻井 義秀	4
第32期会長・副会長推戴候補者推薦委員会開催 第12回理事会開催	6
寺院が知っておきたい法律知識	7
愛媛大会写真展	8



基調講演を行う加藤精一会長

公益財団法人



全日本仏教会

WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

第四十二回全日本仏教徒会議愛媛大会開催

「浄心の道——巡礼——」

十月三十日、三十一日両日に亘り標記大会がひめぎんホールにて開催され、三十日に僧俗合わせて約七百名、三十一日に約二千五百名が参集した。

■第一日目（三十日）開会式

ひめぎんホール（サブホール）にて開会式が午後一時より開催。怒和智幸愛媛県仏教会事務局長が開会の辞を述べた後、加藤精一会長の洒水作法が行われた。その後、三帰依文の唱和と般若心経の法要を来賓及び真言宗豊山派青年会の太鼓演奏と合わせて執行。その後、齋藤明聖理事長、福村俊弘大会会長の挨拶ののち上甲俊史愛媛県副知事より祝辞が述べられた。

■基調講演

午後二時より、加藤精一会長による基調講演が行われた。昨年一千二百年を迎えたと言われる四国のお遍路の歴史について、弘法大師著の『三教指帰』内での記述や、お遍路が始まったいきさつ、八十八ヶ所が定められた過程に

は諸説ある事がまず述べられた。

その後、四国八十八ヶ所巡拝の根本にある教えの成立には、わが国の古い宗教観と仏教の持つ宗教観の融合があった事に触れ、「世界には様々な宗教があるが、人々の心に光をともし、という目的はどの宗教でも共通では」と、日々の生活に巡礼や祈りを通じて光をともし事が大事であると述べた。また、「人間は誰しも生老病死の四苦から逃れる事は絶対にできない。人生という長い旅路の先を指す光をともしために、日々の生活を四国遍路と想って過ごしていただければ」と語りかけた。加藤会長は祖父が愛媛県松前町徳丸出身である事にも触れ、「愛媛を『第二のふるさと』と想っている」と笑顔を交えながら語り、和やかな雰囲気の中講演は終了した。

■巡礼サミット

午後三時十分より、パネリストに四元奈生美氏（プロ卓球選手）、ホビノ・サンミゲル氏（聖カタリナ大学学長）、

吉川俊宏師（四国八十八ヶ所霊場会会長）、コーディネーターに 寺内浩氏（愛媛大学教授を招いての巡礼サミットが行われた）。

ホビノ氏はヨーロッパを代表するスペインのサンティアゴ巡礼がどのようにして始まったかについて述べた後、お遍路と同じく九世紀に始まっていること、宗教的な動機のみでなく、健康や恵みをいただくためなどの動機があるなど、お遍路とサンティアゴ巡礼の共通点について語った。

吉川師はお遍路の歴史について述べた後、「昔ばかり振り返ってはいけないが、基本に立ち返ってお参りいただく事も非常に重要で、得られるものもより多いのでは」と基本を遵守する事の重要性について語った。

四元氏はNHKの番組にて歩き遍路を行った際、試合によるケガの直後であったにも関わらず豊かな自然による治癒力や大きな力を実感したこと等、お遍路を通じて得た体験について述べた。また、巡拝者への「お接待の文化」に触れる中で「お接待を」する方もされる方も、自分の中にある善の気持ちを体験でき、素晴らしいものと感じたと語った。

その後、サンティアゴ巡礼にも形は違えど「お接待の文化」があること、なぜお接待が行われるのか、お遍路を通じてスピリチュアルな体験をすることはあるのか等、巡礼に関する質疑応答が行われた。

巡礼サミット終了後、松山全日空ホテルにて交流懇親会が行われた。

■体験プログラム、企業ブース出展

第一日目、第二日目共通イベントとして腰塚勝也師の仏画展、四国八十八ヶ所お砂踏み体験、数珠作り体験、坐禅体験が行われ賑わいを見せていた。また、協賛企業によるブースの出展、



座談会の模様

（左：大下香奈氏、中央：白川密成師、右：天童荒太氏）

本会救済基金の募金活動等が行われた。

■第二日目(三十一日) 座談会

ひめぎんホール(メインホール)にて、九時四十五分より映画「悼む人」原作者で直木賞作家の天童荒太氏、映画「ボクは坊さん」原作者の白川密成師(愛媛県栄福寺住職)、大下香奈氏(元テレビ愛媛のアナウンサー、歌手)による座談会が行われた。

著書『悼む人』は、事故や事件で亡くなった人を悼むために青年が全国を旅していく物語だが、執筆した動機について天童氏は「(米国での)九・一一テロ事件が起きた時、ひどくショックを受けた。しかし、人々はその死を悼む間もなくわずか一ヶ月後に、その死を怒りへ変換して報復戦争への道を突き進んだ。その悼みを忘れた世界を見た時にとてもやりきれなさを感じ、亡くなった人を無差別にひたすら悼む、という人がいたらとても素晴らしい存在になるのでは、と思った」と述べ、執筆にあたり実際に三年間、全国を悼んで旅をして回った事を明かした。白川師は「人は死ぬことを忘れていて、人間は必ず死ぬと悟るなら無駄な争いをやめるだろう」という『スッター』パ

ータ』の一部を紹介し「近年、終活や墓じまいといった単語が注目を集めているように感じるが、これが本当の意味で死を考える事に繋がっているのか?という違和感を感じる」と疑問を投げかけ、人間に必ず訪れる「死」と逃げずに向き合う事から「生」を考える必要があるのではないか、といった座談が行われた。

■片岡鶴太郎氏 記念講演

十時四十五分から片岡鶴太郎氏の記念講演「流れのままに」が開演。冒頭に片岡氏が還暦を迎え自身を見つめ直した、というムービーが上映された後、片岡氏はヨガや呼吸法といった新たに始めた取り組みを実際に行いながら紹介し、自身の描くイラストも仏教の恩恵を受けている事を紹介した。ユーモ



記念講演を行う片岡鶴太郎氏

アを交えた語り口調で会場はしばしば爆笑の渦に包まれた。

■記念式典(閉会式)

十二時二十分より閉会式が開催された。開会式に先立ちお遍路さんが入場登壇するセレモニーが行われた。その後、薄墨賢祥愛媛大会実行委員会財務長の開式の辞、常磐井慈祥副会長の挨拶、内藤卓洲愛媛大会実行委員長の大会挨拶に続き、福村俊弘愛媛県仏教会会長による「大会宣言」が行われた。

続いて大会旗の返還が行われ、次回開催地の福島県仏教会へと大会旗が手渡され、石田宏寿福島県仏教会会長より次回大会開催に関する挨拶が行われた。閉会の辞を石丸光明愛媛大会勸募長が述べ、愛媛大会の全ての日程が終了した。(関連写真一頁・八頁参照)

当日、愛媛大会に来場した方々より救済基金へ一、一、六二四円の寄託をいただきました。ご協力誠にありがとうございました。

第三十一期第二回代議員会議開催

マイナンバー制度への理解深める

この度の愛媛大会に併催した代議員会議では、施行されているマイナンバーに関する概要や事務内容について、公認会計士の木村匡成氏にご講演をいただいた。講演は「マイナンバー施行に伴う特定個人情報保護の備え」と「マイナンバー制度の課題」を中心に、宗教法人を念頭においた内容で、宗教法人として知っておく必要がある事項、最低限しなければならぬことなどが述べられた。その他、報告事項として、財団創立六十周年記念事業の進捗、厚生年金加入問題に関する経緯と現況を説明した。



「キャンパス内のカルト問題」を考える①

グローバル化と現代宗教 信教の自由をめぐる

北海道大学大学院文学研究科

教授 櫻井 義秀
(つばき よしひこ)



一、大学のカルト対応

カルトとは正体を隠した勧誘や強引な布教活動によって違法な活動に若者や主婦を巻き込む宗教団体のことをいう。根拠のない心理療法やヒーリングを行うサロン、ネットワーキングビジネス、過激思想の政治団体もカルト的特徴（精神操作、集団催眠、指導者崇拜、全体主義など）を持つが、大学では

新入生や就活生を狙う特定教団の活動を問題視している。

オウム真理教の後継団体であるアレフ（信者約千六百五十名）、ひかりの輪（同百数十名）や霊感商法・正体を隠した勧誘で社会問題

化した統一教会（本体は世界平和統一家庭連合に法人名を変更、大学組織は原理研究会CARP、活動信者は数万人）は、いまだに勧誘活動を続けている。

大学生は一昔前まで大人とみなされたし、特定の思想信条や信念体系を信じるかどうか個人の自由と考えられた。ところが、現在の新入生は大半が明らかに高校四年生の域を出ない。本人はもとより学費支援者も高校並みの指導や保護を求めていることが少なくない。

しかも、オウムや統一教会に加えてサークルや学習団体を装う摂理（韓国出自のキリスト教系新宗教）、親鸞会（ダミーサークルで勧

誘）や顕正会（長時間に及ぶ強引で執拗な勧誘）、信者獲得・教会成長を使命とする特異なキリスト教団体などが、手ぐすねひいて待ち構えている。新入生のオリエンテーションにおいて「カルトにご注意」と言わないわけにはいかない。

二〇〇九年に「全国大学カルト対策ネットワーク」が結成され、現在百七十校を超える大学が参加してキャンパス内勧誘の実態と対策にかかわる情報交換が行われている。そこで、最近対応が難しい問題が二つ生じている。一つはキャンパス内での対面的接触（友人同士やサークル内勧誘を含む）よりも、SNS（ソーシャルネットワーク）やワーキングサービス、インターネット上でのやりとりによる勧誘が増加していることである。スマホをひとときも手放さず、インターネット上から情報を収集し、そこで多くの知人・友人とラインでつながっている学生たちを特定サイトに呼び込んだり、なりすましで接近した後に信頼関係を築いて勧誘したりする手口をカルトが使うようになった。もう一つは、二世信者の増加であり、カルトに入

信した可能性が高いという情報や相談を受けて大学が親に連絡すると、信教の自由を侵害するつもりかと弁護士を介してクレームを突きつけられるような事態も生じている。

私は、大学でカルト対応を迫られる教職員、子どもを大学に送り出す保護者に向けて、二〇一二年に編著『大学のカルト対策』（北海道大学出版会）を刊行した。そこで、カルト問題の宗教社会学、キャンパス内の勧誘実態と対応、対応の法律的な根拠、最近のカルトによる勧誘手法、カルト団体への訴訟を研究者、実践家、弁護士が解説し、日本学生相談学会第三十回シンポジウム「カルト問題・学生相談との関連」を収録し、カルト・カウンセリングに詳しいカウンセラーや臨床心理士、学生相談に実績のある教員が具体的対策を提言している。

私はこのような書籍を刊行するほか、大学や市民向け講演でもカルト問題への対応を語ってきたのだが、最近カルト対策の進展に伴う副次的効果を考えるようになった。

二、カルトと宗教のあいだ

どのような宗教も生まれたときはカルトだといった俗論はよくとして、カルトは生来の悪徳集団であって宗教とは本質的に異なるとまで言えるかどうかは考えておくべき問題である。大学ではカルトを明確に一般の宗教団体とは区別している。基準は当該団体による違法行為と巻き込まれることで学生・学資支援者に生じる不利益の有無である。そして、大学は在学契約に基づいて学生の安全な学習権を確保する義務があるために、信教の自由や自由な意思決定を阻害する勧誘行為を禁止することができると考えている。

仏教の各宗派も付属学校や檀家に対して「カルトにご注意」の啓発ビラを配布したり、相談窓口を設置したりすることもあるだろう。その際、大学と同じ基準で生徒や檀家への保護的態度を取ることもありうると思うが、「カルト」「マインド」「コントロール」の中身を十分に考えておく必要がある。私が日本全国で最もよく受ける質問は、「創価学会はカルトです

か」というものである。宗教者であれ市民であれ、質問者はカルトであると確信し、私に「カルトです」とお墨付きを期待している。私は、カルトの外形的特徴（正体を隠した勧誘、人権侵害や献金強要を伴う違法行為等）の有無をその人に確認した後、「それがなくてもカルトという根拠は何ですか」と尋ねることにしている。「信者はマインドコントロールされている」という答えがあれば、「信者はどのようにマインドコントロールされているのでしょうか。それを解くためにあなたは何をされたいのですか」とさらに尋ねる。キョトンとされるか、櫻井は創価学会シンパであると憤慨されて終わる。

特定教団をカルトであると言うことは、その団体が宗教的多様性を構成する一つの教団というよりも宗教そのものへの信用を損ね、一般市民にも重大な危害を加える団体であるから、何らかの対処が求められるという主張をすることに等しい。明確な根拠と覚悟を持って実践的な活動をする気がなく、あれはカルトだねという言い

方をするのは気晴らしに過ぎない。もっと言えば、自分はまともな宗教もしくはまっとうな世間に属するまともな人間であるという自尊心の表明ともとれよう。

実のところ、カルト団体は自分だけは大丈夫とと思っている人を勧誘することに長けている。人生の根拠、世界の行く末などをまともに議論して自信を突き崩すことも可能だし、自分が所属している集団をカルトとは絶対思わないのであるから、その人は欺されたことに気づかない。

私は、カルト対策の進展によって多くの人が思考停止する可能性を危惧している。

カルトと宗教の間にはグレーゾーンがあり、そこに属する教団が少なくないし、既成宗教の側でも深刻なセクハラ事件や金銭の私的濫用なども見られる。マインドコントロールと教化の間にもグレーゾーンがあり、信仰・信心によって心が自由に解放されるかどうかはよくよく観察されなければならぬ。多くの宗教者はこうした「間」の問題に敏感であり、自戒を

怠らないはずである。その欠如がカルトの教祖を生み、隷従を信仰と誤解させられる信者を生み出すのである。

カルトのレッテルを付けて安堵してはならない。なぜ宗教団体がカルト化するのか、なぜ人はカルト的な集団に惹かれていくのかを、宗教集団と人間の問題として問い直すことが宗教の側には求められている（櫻井義秀『カルト問題と公共性』北海道大学出版会、二〇一四年）。

●プロフィール

櫻井 義秀 (なぐさぎょうしゅう)

一九六一年生、山形県出身。一九八七年北海道大学大学院文学研究科博士課程中退、二〇〇四年から北海道大学大学院文学研究科教授、現在総長補佐・学生相談室長・特別修学支援室長・ハラスメント相談室長。専門は宗教社会学、タイ・東アジアの宗教文化論、カルト問題研究。著書・編著に『東北タイの開発僧』『タイ上座仏教と社会的包摂』『アジアの社会参加仏教』など多数。



第三十二期会長・副会長候補者の推戴が承認 「非戦決議」文章が採択

十一月六日に開催された第三十二期会長・副会長推戴候補者推薦委員会において、第三十二期会長・副会長候補者を選定後、同日開催の第十二回理事会の議案第一号にて第三十二期会長・副会長の推戴が全会一致で承認された。第二号議案では「戦後七十年にあたって―非戦決議―」が全会一致で承認された。その他、協議事項として平成二十八年度事業計画大綱及び予算大綱を上げし、全会一致で賛同を得た。報告事項では、財団創立六十年記念事業、厚生年金加入促進問題、救援基金の現況その他を報告した。(第三十二期会長・副会長及び非戦決議の詳細は本会ホームページに掲載 <http://www.jbr.ne.jp/>)

【第十二回理事会概要】

日 時：平成二十七年十一月六日(金)
午後二時
場 所：真宗大谷派「しんらん交流館」
一階会議室「A・B・C」
出席理事：十六名(二十名中)
出席監事：二名(三名中)
議長：齋藤明聖第三十一期理事長

○協議事項(全て全会一致で賛同)

○議案(全議案全会一致で承認)

第一号 第三十二期会長・副会長の推戴について承認を求める件

第二号 戦後七十年における非戦決議文について承認を求める件

第一号 二〇二六(平成二十八)年度事業計画大綱(案)について賛同を求める件

第二号 二〇二六(平成二十八)年度予算大綱(案)について賛同を求める件

○報告事項

第一号 財団創立六十周年記念事業に関する報告

第二号 各部報告

【総務部】厚生年金加入問題・マイナンバ

ーについて

【財務部】救援基金について

【社会・人権部】第四十三回全日本仏教徒

会議愛媛大会・自由民主党仏教議員連

盟について

【広報文化部】今後の広報事業について

【国際部】WFB執行役員会議スタディ

ートリップ他について

○出席者(順不同・敬称略)

■第三十二期会長

小峰一允(真言宗智山派)

■第三十二期副会長

中西文禮(浄土宗西山禅林寺派)

田仲日紘(法華宗真門流)

多川俊映(法相宗)

工藤裕雅(青森県仏教会)

篠原法傳(兵庫県仏教会)

八木季生(公益社団法人日本仏教保育協会)

①理事

齋藤明聖・千葉省三・倉澤豊明・戸

松義晴・塩崎望己・上沼雅龍・山口

正純・菅野秀浩・岡野正純・桶屋良

祐・石堂恵眼・山田一真・杉山令憲・

伊藤正導・長澤香静・鶴野重雄

②監事

井桁雄弘・古澤勝浩

③その他出席者

長谷川正浩(顧問弁護士)

【第三十二期会長・副会長推戴候補者推薦委員会概要】

日 時：平成二十七年十一月六日(金)
午後一時

場 所：真宗大谷派「しんらん交流館」
一階会議室「D」

出席委員：十名

委員長：桶屋良祐委員

○議案(全会一致で承認)

齋藤明聖(理事長)・倉澤豊明(事務総長)

①委員

千葉省三・塩崎望己・添田隆昭・上

沼雅龍・菅野秀浩・岡野正純・桶屋

良祐・石堂恵眼・杉山令憲・伊藤正

導

②その他参加者

長谷川正浩(本会顧問弁護士)

「戦後70年目の年にあたって」 — 非戦決議 —

先の大戦では、日本で約310万人、全世界を見れば約8500万人という方々の尊く、かけがえのない生命が戦火によって犠牲になりました。ここに、衷心より哀悼のまことを捧げるものであります。

仏陀は『法句経』に、「怨みに報いるに怨みを以てしたならば、ついに怨みの息むことがない。怨みをすててこそ息む。これは永遠の真理である」「すべての者は暴力におびえる。すべての〈生きもの〉にとって生命は愛しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ」と、平和を実現するために反平和的手段〈武力行動〉をとることを最も戒められました。

戦時中、教団や僧侶の中には非戦をつらぬいた者もありましたが、多くは戦時体制に呑み込まれ、追従し、人類としてもっとも愚かな行為である戦争に加担・協力してきました。仏陀の教えに照らして、こうした過去に慚愧とともに真摯に向きあい、犠牲になられたお一人お一人の願いを受けとめて、二度と戦争をしない、させないという思いを強く、新たにしますものであります。

平和とは、ただ戦争がないということにとどまるものではありません。すべての「いのち」の尊厳がまもられ、基本的人権が尊重され、言論・思想信仰の自由が大切にされている社会であることが肝要であります。

私ども公益財団法人 全日本仏教会は、財団創立以来一貫して仏陀の「和」の精神を基調に仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的としてまいりました。戦後70年目のこの年にあたり、いまだ世界の各地で紛争が絶えない今日、本会は、あらためて加盟団体挙げてこの理念に立ち、真の平和を希求して非戦の誓いを決議するものであります。

2015(平成27)年11月6日

公益財団法人 全日本仏教会



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑭

収益事業の判定基準 2

物品貸付業

宗教法人が物品を他人に貸し付けて使用料などを収受している場合には、収益事業としての物品貸付業に該当します。

例：仏前結婚等の挙式のための衣装や、それに付随する物品の貸し付け。

不動産貸付業

土地、建物の貸し付けは次の場合を除いて収益事業となります。

- ① 宗教法人法第4条2項に規定する宗教法人が行う墳墓地の貸付業
- ② 国または地方公共団体に対して直接貸し付けられる不動産の貸付業
- ③ 主として住宅の用に供される土地で、その貸し付けの対価が低廉である場合の不動産の貸付業

ここで③でいう「貸し付けの対価が低廉」とは、それぞれの貸し付けごとに次の条件を満たしていなければなりません。

- Ⓐ 貸し付けた土地の上にある建物が、その床面積の2分の1以上が居住の用（アパートやマンション等の賃貸住宅でも可能）に供されていること。
- Ⓑ その建物が別荘に供されていないこと。
- Ⓒ その敷地の面積がⒶの建物の床面積の10倍以下であること。
- Ⓓ その敷地の経常的な地代（名義書替料・更新料・条件変更料を除く）の額が、その敷地の面積にかかる固定資産税と都市計画税の合計額の3倍以下であること。

宗教法人が土地を貸していることは結構多くあると思います。収益事業に該当するかどうかについては、年に一度、固定資産税や都市計画税が決まったときに、判定台帳を整備して確定しておく必要があります。

また、塀や建物の壁面・屋上などを広告のために利用させる行為も、対価を得れば収益事業になります。

出版業

檀信徒に配布する新聞や寺報、経本の出版等については、有償で行えば出版業として収益事業になります。

旅館業

旅館業法による旅館の許可を受けていなくても、宗教法人が宿泊施設を有し、信者または参拝人を宿泊させて宿泊料を受け取ると収益事業となります。ただし、1泊1,000円または1泊2食付1,500円以下の参籠は除外されています。この金額は時代錯誤としかいいようがありませんが、このようになっていますので注意が必要です。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修

第43回 全日本仏教徒会議 愛媛大会

浄心の道 —巡礼—

写真展



開会式には会長・副会長をはじめ各団体の代表が登壇（中央は齋藤明聖理事長）



巡礼サミットで講演する
四元奈生美氏（プロ卓球選手）



巡礼サミットで講演する吉川俊宏師
（四国八十八ヶ所霊場会会長）



巡礼サミットで講演するホビノ・サンミゲル氏
（聖カタリナ大学学長）



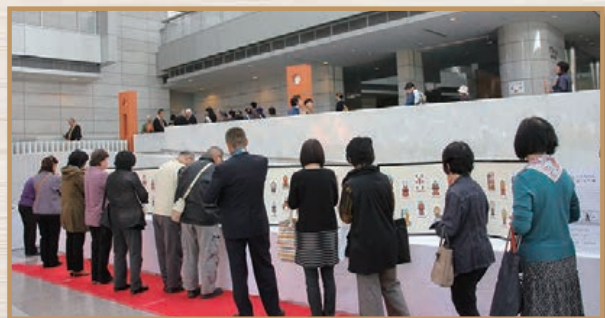
大会旗が石田宏寿福島県仏教会会長
（写真右）へ手渡された



数珠作り体験の様様。二日目には順
番待ちで長蛇の列が



腰塚勝也師仏画展の様様。来場者に腰塚氏自ら解説を行った



お砂踏み体験の様様。ラミネート加工された霊場の砂が敷かれ、車いすの方にも巡礼対応が可能

2015年12月1日発行
12月号 第615号

ZENBUZSU
全仏

発行人 倉澤 豊明
発行所 公益財団法人 全日本仏教会
〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階 TEL 03(3437)9275 FAX 03(3437)3260
印刷所 ティケイ ハンデル アート